

諮問(情)第39号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市の特定の土地区画整理組合(以下「本件組合」という。)に係る所有者名簿(以下「本件対象文書」という。)について、市長(以下「諮問庁」という。)がその一部を非公開とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成22年8月6日に行った本件組合に係る所有者名簿の公開請求に対して諮問庁が行った原決定を取り消し、非公開とした部分(以下「本件非公開部分」という。)のうち、電話帳に掲載されている電話番号の部分の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

現在の本件組合の運営方法では、組合員に多額の損害を与えている。よりよい組合運営の実現のためには、組合員が情報や意見を交換し、議論していくことが必要である。そのためには、組合員が互いの連絡先を知っている必要があり、本件組合は、本来、積極的に組合員の連絡先を提供すべきである。そして、本件組合への指導監督義務があり、公正・公平な組合運営を指導すべき立場にある諮問庁は、組合に代わってこのような情報を積極的に提供すべきである。

電話帳への電話番号の掲載は、本人の希望により行われており、広く一般に自らの電話番号を公開するという意思に基づくものである。そのような意思に基づいているのだから、あらゆる機会に自分の電話番号が公開されることを希望しているのが合理的である。少なくとも、本件対象文書への電話番号掲載には同意しており、電話帳と名簿の住所・氏名を照合すれば電話番号を把握することができるのであるから、本件非公開部分のうち、電話帳に掲載されている電話番号については、公開されるべきである。

仮に電話帳への掲載について、同意を撤回したとしても、過去に発行された電話帳によって電話番号の把握は可能である。現在の電話帳に掲載されている以上、現在も掲載を同意していると考えるのが合理的であり、あえて撤回しているかもしれないと考えるのであれば、掲載している個人ごとに撤回の有無を確認すべきである。

よって、個人の電話番号を一律に非公開とした諮問庁の主張には合理性がなく、条例第7条第1号ただし書きアに該当し、公開されるべきである。

また、異議申立人が本件非公開部分の公開を求めるのは、他の組合員と連絡を取り、本件組合が組合員の利益を損なう行為を行っていることについて対策を取り、組合員の財産を保護することが目的であることから、条例第7条第1号ただし書きイにも該当し、公開されるべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

電話番号については、登記簿記載事項ではなく、一般に公表されている情報とは認められず、また、登記住所からは、必ずしも電話番号を探し出すことはできない。

電話帳への電話番号の掲載は、確かに、契約者の意思に基づいて行われているが、あくまで電話帳への掲載に同意したものであって、あらゆる文書に記載された自分の電話番号が公開されることにまで同意しているわけではない。

また、電話帳への掲載について、一度同意したとしても、契約者はいつでも撤回し、掲載させないことが可能であり、電話帳に掲載されていることをもって、あらゆる文書に記載された電話番号を公開されることにまで同意しているわけではない。

したがって、電話帳そのものは一般に公表されているものではあるが、電話帳に掲載されていることをもって、条例第7条第1号ただし書アに該当するとはいえない。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書

本件対象文書は、本件組合が仮換地指定を行う際に、諮問庁に提出した仮換地指定事前協議書に添付された組合員の名簿である。文書には、事業施行地区内に土地を所有している者の氏名、登記住所、電話番号が記載されている。

2 本件非公開部分

本件非公開部分は、本件対象文書に記載された土地所有者の電話番号のうち、個人の電話番号の部分である。

なお、土地所有者の氏名、登記住所については、当該事業の施行地区の地番から、登記簿と照合することにより誰でも知り得る状況であることから、条例第7条第1号ただし書アに該当するため、公開している。

3 非公開情報該当性

(1) 条例第7条第1号本文該当性

本件対象文書における個人の電話番号は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第1号ただし書ア該当性

異議申立人は、本件非公開部分のうち、電話帳に掲載されている電話番号について、条例第7条第1号ただし書アの慣行として公にされている情報に該当し、公開すべきである旨を主張しているため、これについて検討する。

電話番号の電話帳への掲載は、契約者の意思に基づくものであるが、それは電話帳に掲載することについて同意したものであり、その他のあらゆる場合に電話番号が公表されることにまで同意しているとはいえない。そもそも個人の電話番号は極めてプライバシー性の高い情報である。電話帳が一般に公表されているからといって、個人の電話番号のプライバシー性が否定されるものではなく、電話帳に掲載されているという一事をもって、個人情報公になることを無制限に認めることはできないことから、本件非公開部分については、保護されるべき利益があると判断する。

したがって、本件非公開部分のうち電話帳に掲載されている電話番号は、同号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第7条第1号ただし書イ該当性

異議申立人は、本件非公開部分について、条例第7条第1号ただし書イに該当し、公開されるべきである旨主張しているが、同号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益よりも、他者の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回っている場合に限り、例外的に個人の情報を公開することが許されるものであり、本件において、個人の権利利益を上回るほどの必要性があるとは認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件非公開部分については、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イには該当しないことから、非公開とすることが妥当である。

4 その他

本件異議申立人は、本件組合の運営につき縷々主張し、本件非公開部分を公開することが必要である旨述べているが、組合内部の運営に関する事項であり、当審査会で判断する事柄ではない。

5 結論

以上のことから、本件対象文書について、その一部を非公開とした原決定は妥当と認められるので、第1のとおり判断する。

第5 審議経過

次表のとおり。

審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 22 年 10 月 5 日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成 22 年 10 月 12 日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成 22 年 12 月 14 日 (第 84 回審査会)	事案の概要説明
平成 22 年 12 月 27 日 (第 85 回審査会)	異議申立人からの意見聴取 諮問庁からの事情聴取
平成 23 年 1 月 31 日 (第 87 回審査会)	審 議
平成 23 年 2 月 17 日	答 申